

○農林水産省告示第百九十一号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十七年五月二十九日農林水産省告示第千三百九十五号（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める件）の全部を次のように改正する。

平成三十一年一月三十一日

農林水産大臣 吉川 貴盛

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の農林水産大臣が定める農林水産物等の区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、各区分に属する農林水産物等は、同表の下欄に掲げる農林水産物等とする。

なお、農林水産物等の香り、味又は色合いを擬似的に付する用途で使用される物質であつて、当該物質を使用した農林水産物等又はその包装等に特定農林水産物等に係る地理的表示又は類似等表示を使用する場合にあつては、当該物質は、当該特定農林水産物等が属する農林水産物等の区分と同一の区分に属するものとみなす。

<p>第二類 生鮮肉類</p>	<p>農林水産物等の区分</p> <p>第一類 農産物類</p>
<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合にお</p>	<p>区分に属する農林水産物等</p> <p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 穀物類（米穀（玄米、精米）、麦類（精麦を含む。）、雑穀、豆類、その他穀物類）</p> <p>二 野菜類（きのこ類及び山菜類を含む。）</p> <p>三 果実類</p> <p>四 糖料作物、未加工飲料作物（茶葉及びコーヒー豆（生のものに限る。）を含む。）、香辛料原料作物、油脂用の種実・堅果・種核等、香料用作物</p> <p>五 前各号に掲げるもの以外の農産物類（食用に供されないものを除く。）</p>

<p>第三類 その他畜産物類</p>	
<p>いて、第一号から第五号まで及び第七号に該当するものにあつては、枝肉、枝肉を分割若しくは整形した部位又はそれに類する部位の肉とする。</p> <p>一 牛肉</p> <p>二 豚肉及びいのしし肉</p> <p>三 馬肉</p> <p>四 めん羊肉</p> <p>五 山羊肉</p> <p>六 家きん肉（鶏肉、七面鳥の肉、その他家きん肉（これらの内臓肉、かわ、がら及びなんこつを含む。））</p> <p>七 前各号に掲げるもの以外の生鮮肉類</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 乳類（生乳、牛乳（低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳を含む。）、</p>

<p>第五類 農産加工品類</p>	<p>第四類 水産物類</p>	
<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>四 海藻類</p> <p>類)</p> <p>三 前二号に掲げるもの以外の水産動物類（いか類、たこ類、えび類、かに類、うに・なまこ類、その他水産動物類）</p> <p>二 貝類</p> <p>一 魚類（生の魚卵を含む。）</p> <p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>生山羊乳、殺菌山羊乳、その他乳類)</p> <p>二 食用鳥卵類（鶏卵、あひるの卵、うずらの卵、その他食用鳥卵類）</p> <p>三 内臓肉（家きん肉の内臓肉を除く。）</p> <p>四 前類及び前三号に掲げるもの以外の畜産物類等</p>

- 
- 一 粉類（米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉（第三号に掲げるものを除く。）、いも粉、こんにやく粉、でん粉、その他粉類）
  - 二 穀物類加工品類（めん類、米加工品（米菓を除く。）、その他穀物類加工品類（精麦、パン類及びパン粉を除く。））
  - 三 豆類調製品類（豆腐、納豆、きなこ、ピーナツ製品、いり豆類、その他豆類調製品類（豆乳及び落花生油を除く。））
  - 四 野菜加工品類（野菜缶及び瓶詰、野菜漬物、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他野菜加工品類）
  - 五 果実加工品類（果実缶及び瓶詰、果実飲料原料、ジャム、マーマレード、果実漬物、乾燥果実、その他果実加工品類）
-

<p>第六類 畜産加工品類</p>	
<p>六 酒類以外の飲料等類（清涼飲料（果実飲料、コーヒー飲料、茶系飲料及び豆乳を含む。）、粉末飲料等（茶葉及びコーヒー豆（これらの生のものを除く。）、ココア粉等）、その他飲料等類（第三類に属するもの及び次類に属するものを除く。））</p> <p>七 こんにやく</p> <p>八 前各号に掲げるもの以外の農産加工品類（カカオ脂を除く。）</p> <p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 食肉製品類（加工食肉製品（ハム類、ソーセージ類、ベーコン）、鳥獣肉の缶及び瓶詰、その他食肉製品類）</p> <p>二 酪農製品類（液状のミルク及びクリーム（加工乳、乳飲料を含み、第三類に属するものを除く。）、練乳、濃</p>	

<p>第八類 調味料類</p>	<p>第七類 水産加工品類</p>	
<p>蜜、糖類）、香辛料、はちみつ、その他調味料類とする。</p> <p>ネーズを除く。）、食酢、ケチャップ、砂糖類（砂糖、糖</p> <p>食塩、みそ、しょうゆ（魚醤油を含む。）、ソース（マヨ</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 加工魚介類（魚醤油は除く。）</p> <p>二 加工海藻類</p> <p>三 前二号に掲げるもの以外の水産加工品類</p>	<p>四 前三号に掲げるもの以外の畜産加工品類</p> <p>三 加工卵製品類（粉末鶏卵、マヨネーズ、その他加工卵製品類）</p> <p>その他酪農製品類（バターを除く。）</p> <p>られた酸性飲料、チーズ、カード、アイスクリーム類、</p> <p>縮乳、粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、牛乳・乳製品から造</p>

<p>第九類 食用油脂類</p>	<p>食用植物油脂（落花生油、カカオ脂を含む。）、食用動物油脂（バターを含む。）、食用加工油脂、その他食用油脂類とする。</p>
<p>第十類 パン類及び菓子類</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 パン類（イーストドーナツ及びパン粉を含む。）</p> <p>二 菓子類（アイスクリーム類を除く。）</p>
<p>第十一類 その他食品類</p>	<p>前各類に掲げるもの以外の食品とする。</p>
<p>第十二類 観賞用の植物類</p>	<p>鉢物、切花及び切枝、花木、その他観賞用の植物類とする。</p>
<p>第十三類 工芸農作物類</p>	<p>染料用作物、繊維用作物（じんぴ繊維用作物、製紙じんぴ繊維用作物、雑繊維用作物）、葉たばこ、その他工芸農作物類（第一類に掲げるものを除く。）とする。</p>
<p>第十四類 立木竹並びに木材及び竹材類</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>



	<p>一 立木、立竹</p> <p>二 丸太、そま角、その他木材の素材、木材の製材、木材の単板、木材の合板、改良木材、集成材、積層材、パーティクルボード</p> <p>三 竹材の素材、竹材の基礎資材</p> <p>四 前二号に掲げるもの以外の木材及び竹材類</p>
第十五類 観賞用の魚類	金魚、錦鯉、熱帯魚、その他観賞用の魚類とする。
第十六類 真珠類	真珠とする。
第十七類 飼料類	植物性製造飼料、動物性製造飼料、その他飼料類とする。
第十八類 漆類	生漆、精製漆、その他漆類とする。
第十九類 精油類	<p>ジャスミン油、はつか油、ユーカリ油、オレンジ油、ベルガモット油、レモン油、バニラ油、シナモン油、ひのき油、ベチバー油、ラベンダー油、ローズマリー油、その他</p>

			精油類とする。
第二十類	木炭類		白炭、黒炭、粉炭、その他木炭類とする。
第二十一類	畳表類		いぐさ畳表及び七島い畳表とする。
第二十二類	生糸類		家蚕の生糸及び野蚕の生糸とする。

附 則

第一条 この告示は、平成三十一年二月一日から施行する。

第二条 この告示による改正前の平成二十七年五月二十九日農林水産省告示第千三百九十五号に規定する次の表の上欄に掲げる農林水産物等の区分は、それぞれこの告示による改正後の平成二十七年五月二十九日農林水産省告示第千三百九十五号に規定する同表の下欄に掲げる農林水産物等の区分とみなす。

	改正前の農林水産物等の区分	改正後の農林水産物等の区分
第一類		第一類
第二類		

<p>第三類</p> <p>第四類（第一号から第四号まで、第六号及び食用に供される第十号に掲げるものに限る。）</p> <p>第十五類（精麦に限る。）</p>	
<p>第六類（家きん肉の内臓肉、かわ、がら及びなんこつ以外の第七号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第二類</p>
<p>第五類</p> <p>第六類（家きん肉の内臓肉、かわ、がら及びなんこつ以外の第七号に掲げるものに限る。）</p> <p>第七類</p> <p>第八類</p> <p>第九類</p> <p>第二十一類（牛乳及び脱脂乳に限る。）</p>	<p>第三類</p>

<p>第十類</p> <p>第十一類</p> <p>第十二類</p> <p>第十三類</p>	<p>第四類</p>
<p>第十四類</p> <p>第十五類（精麦、パン類及びパン粉を除く。）</p> <p>第十六類</p> <p>第十七類</p> <p>第十八類</p> <p>第十九類（糖蜜及びカカオ脂を除く。）</p> <p>第二十九類（農産物の調理食品に限る。）</p> <p>第三十二類（飲料水、氷、牛乳・乳製品から造られた酸性飲料を除く。）</p>	<p>第五類</p>

<p>第二十類</p> <p>第二十一類（牛乳、脱脂乳、バター及び調製バターを除く。）</p> <p>第二十二類</p> <p>第二十三類</p> <p>第二十七類（マヨネーズに限る。）</p> <p>第二十九類（畜産物の調理食品に限る。）</p> <p>第三十二類（牛乳・乳製品から造られた酸性飲料に限る。）</p>	<p>第六類</p>
<p>第二十四類</p> <p>第二十五類</p> <p>第二十六類</p> <p>第二十九類（水産物の調理食品に限る。）</p>	<p>第七類</p>
<p>第十九類（糖蜜に限る。）</p> <p>第二十七類（マヨネーズ及びスープを除く。）</p>	<p>第八類</p>

<p>第十九類（カカオ脂に限る。） 第二十一類（バター及び調製バターに限る。） 第二十八類</p>	<p>第九類</p>
<p>第十五類（パン類及びパン粉に限る。） 第三十類</p>	<p>第十類</p>
<p>第二十七類（スープに限る。） 第二十九類（農産物の調理食品、畜産物の調理食品及び水産物の調理食品を除く。） 第三十一類 第三十二類（飲料水及び氷に限る。）</p>	<p>第十一類</p>
<p>第三十三類</p>	<p>第十二類</p>
<p>第四類（第五号、第七号から第九号まで及び食用に供されない第十号に掲げるものに限る。）</p>	<p>第十三類</p>

第三十四類	第三十五類	第三十六類	第三十七類	第三十八類	第三十九類	第四十類	第四十一類	第四十二類
第十四類	第十五類	第十六類	第十七類	第十八類	第十九類	第二十類	第二十一類	第二十二類